

令和6年度 神奈川県障害者就労施設等からの 物品等の調達に関する方針

令和6年8月5日作成

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。いわゆる「障害者優先調達推進法」）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、県が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定める。

2 物品等の調達における基本的な考え方

- (1) 物品等の調達に当たっては、当該契約が神奈川県財務規則第50条（企業庁においては神奈川県公営企業財務規程第157条）の規定により随意契約によることができる場合には、障害者就労施設等から優先的・積極的な調達に努める。
- (2) 求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により、調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に努める。
- (3) 障害者就労施設等から物品等を調達するときは、これまで調達実績のある物品等だけでなく、実績のない物品等の調達にも努める。

3 調達目標

県が令和6年度に行う障害者就労施設等からの物品等の調達における目標（随意契約）を、次のとおり設定する。

目標額（随意契約） 190,000千円

4 適用機関

政策局、総務局、くらし安全防災局、文化スポーツ観光局、環境農政局、福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、会計局、地域県政総合センター、企業庁、議会局、教育局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、警察本部

5 対象施設及び対象物品等

(1)次に掲げる障害者就労施設等が提供する物品及び役務

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所
- カ 小規模作業所
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体

(2)次に掲げる企業が提供する物品及び別に定める役務

- ア 県に登録している障害者雇用率4.0%以上の障害者雇用企業（特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所を含む。）
- イ 県に登録している「もにす企業」（障害者雇用促進法第77条第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた事業主で、当該事業を県内で営んでいる者（本・支店の区分を問わず。））

6 目標達成に向けた取組

(1)全局等の取組

「調達推奨品目制度」及び「優先調達の検討状況を確認する仕組」に基づいて取組を進め、優先調達で調達可能な物品等がある所属は、必ず調達実績を出すよう努める。その結果、調達実績のある所属数及び調達実績額の増加に努める。

(2)福祉子どもみらい局、産業労働局、会計局の取組

- ア 本方針5（1）に掲げる障害者就労施設等、5（2）に掲げる障害者雇用企業や、調達可能な物品等に係る情報について、積極的に庁内に情報提供する。
- イ 研修や庁内会議等において、周知を図る。
- ウ 庁内の取組の拡大を図るため、調達実績のある事例紹介等を行う。

7 その他

- (1) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ公表する。
- (2) その他必要な事項については、別に定めるところによる。